

## 《論説》

## 著作権契約の解除の効果に関する一考察

三 浦 正 広

はじめに

1. 伝統的契約法理論の妥当性
  - (1) 契約解除の効果に関する学説および判例
  - (2) 学説および判例に対する批判
2. 著作権契約の解除の法的構成
  - (1) 著作権契約の法的構成
  - (2) 著作権契約の意義および目的
  - (3) 著作権契約の性質および種類
  - (4) 出版契約の解除
  - (5) 著作権契約の解除に関する裁判例
3. 著作権契約の解除の効果

むすびにかえて

〔資料〕ドイツ出版権法（1901）：出版契約の解除に関する規定（30 条-32 条，35 条-38 条）

## はじめに

わが国の著作権法には、著作権の譲渡や著作物の利用の許諾についてわずかの条項があるだけであり、著作権契約一般に関する規定は存在しない。著作権契約の典型は出版契約である。出版契約は、特殊の契約として位置づけられてはいるものの、現行著作権法制定の際にも出版契約に関する規定は見送られている。出版契約に関する理論形成は実務に委ねられてきたが、現在に至るまで著作者と出版者との信頼関係に根ざした公正な契約慣行が構築されてきたとは言い難い。裁判例の蓄積もそれほど多くはなく、判例理論の形成には至っておらず、著作権契約理論のモデルとなるはずの出版契約理論も確立されていない状況である。

本来、契約は典型契約であれ非典型契約であれ、基本的には契約自由の原則に支配され、相手方の選択、契約内容の決定などの基本原則が妥当する。著作権契約も例外ではない。しかし、欧州諸国の著作権法をみると、出版契約に関する規定は、著作者の権利を保護する著作権法のなかに置かれており、契約自由の原則の例外として、著作者保護の原理が機能している。わが国の学説において、著作者契約法に関する認識は極めて乏しい。

契約法の一般論として、契約解除の効果は、契約当事者の利益バランスを考慮すべきはもちろんであるが、取引の安全を保護するためには、第三者の利益を害するものであってはならない。さらに著作権契約においては、契約の対象が著作物であることから、著作者の権利および利益に対する配慮もまた必要となる。

契約の解除に関する一般規定は、民法の契約総則に位置づけられ、学説や判例が確立されてきたが、批判が多い。この伝統的な解除理論は、ドイツ法の理論の焼き直しであるという批判があるにもかかわらず、判例理論や通説は従来の理論をそのまま適用し、相変わらず硬直した解釈論が維持されている。そして、解除に関する法規定がないため、出版契約やその他の著作権契約の解除については、民法の規定が適用され、あるいは典型契約の各規定が準用されることとなる。実際の裁判例においては、有体物を契約目的とする民法上の契約理論が、無体物を目的とする著作権契約にそのまま適用される事態が生じており、契約実態を踏まえない時代錯誤の議論が展開されている状況である。

本稿は、著作権契約の解除の効果について、契約実態に即した解除の効果、あるいはその効果に関する議論のあり方について考察することを目的とする。まず、著作権契約の解除の効果について検討するにあたり、契約の解除に関する一般規定である民法 545 条の規定をめぐる従来の民法学説や判例理論および最近の有力説について整理する。次に、著作権契約に民法の規定を適用することの是非を検討する前提として、著作権契約の意義や性質を確認するとともに、わが国の出版契約実務における解除の効果、および古くか

ら出版契約法に関する制定法を有しているドイツ出版権法における解除規定について検討する。さらに、若干の裁判例における著作権契約の解除理論を踏まえて、著作権契約の解除の効果について論証することとする。

## 1. 伝統的契約法理論の妥当性

### (1) 契約解除の効果に関する学説および判例

著作権契約の解除の効果について考察するにあたり、まず伝統的な契約法の一般理論における契約解除の効果に関する学説および判例について検討することとする。

契約解除の効果として、当事者の一方が解除権を行使した場合、「各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う」ことになるが（原状回復義務）、これにより「第三者の権利を害することはできない」と規定され（民法545条1項）、また、解除権の行使は損害賠償の請求を妨げないことが定められている（損害賠償義務、民法545条3項）。

従来からこの契約解除の効果をめぐって、学説では直接効果説、間接効果説および折衷説が主張されてきた。民法ないし契約法の体系書や概説書においては、必ずこれらの学説が紹介されている<sup>1)</sup>。

まず、直接効果説は、解除によって契約の効果は遡及的に消滅すると構成する。未履行債務は消滅し、既履行の給付については不当利得返還請求権が生じることとなる。権利の移転または設定の効果が解除によって遡及的に消滅しても、解除前に権利を取得した第三者は保護される。次に間接効果説

---

1) 我妻栄『民法講義V 1 債権各論 上巻』（岩波書店、1954年）191頁、谷口知平・五十嵐清編『新版注釈民法（13）』（有斐閣、1996年）870頁、鈴木祿弥『債権法講義（四訂版）』（創文社、2001年）160頁、北村実「解除の効果——545条をめぐって——」星野英一編集代表『民法講座 第5巻 契約』（有斐閣、1985年）113頁、近江幸治『民法講義V（第3版）』91頁（成文堂、2006年）等参照。最近の体系書は、伝統的な解除学説に対して批判的な見解が多い。内田貴『民法Ⅱ 債権各論（第3版）』（東京大学出版会、2011年）102頁、大村敦志『基本民法Ⅱ 債権各論（第2版）』（有斐閣、2005年）62頁、山本敬三『民法講義Ⅳ-1 契約』（有斐閣、2005年）195頁、平井宜雄『債権各論Ⅰ上』（弘文堂、2008年）、等参照。

は、解除によって契約の効果は消滅しないと構成する。未履行債務については履行を拒絶することができ、既履行債務について原状回復義務が生じる。そして、折衷説によると、解除により未履行債務は消滅し、既履行債務については新たに返還請求権が生じると構成される。通説は直接効果説である。

また、判例も基本的に直接効果説の立場に立っているものと解されている。すなわち、判例は、① 解除の効果として契約上の債務関係は遡及的に消滅する、② 解除によって生じる原状回復義務が不当利得返還義務である<sup>2)</sup>、③ 売買・贈与契約により移転した所有権、債権譲渡により移転した債権は、解除の結果、最初から譲渡されなかったことになる<sup>3)</sup>と判示する<sup>3)</sup>。

判例は、伝統的に直接効果説の立場に立っており、近時の体系書や判決等において直接効果説を採る判例が引用されるときには、いまなお明治・大正時代の古い判例が引用されるのが一般的である。裁判実務においては、現代においてもやはり直接効果説が採られているものと解される。

しかし他方で、解除の効果については民法 545 条 1 項が規定しているような原状回復義務を生じさせることなく、解除の効果は将来に向かってのみ効力を生ずるとする民法上の規定がおかれている場合がある。その例として、典型的な継続的契約であると分類される賃貸借契約の解除に関して、民法 620 条は「賃貸借の解除をした場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。」と規定し、解除の効果が遡及しないことを定めている。この規定は、そのほか雇用契約（民法 630 条）、委任契約（民法 652 条）組合契約（民法 684 条）にも準用されている。一般に、当事者間の契約関係が長期にわたって継続する契約において、解除の遡及効を否定する見解が主張されている<sup>4)</sup>。

---

2) 大判大正 6 年 10 月 27 日民録 23 輯 1867 頁

3) 体系書等において、一般的に、売買契約について、大判大正 6 年 12 月 27 日民録 23 輯 2262 頁、贈与契約について、大判大正 8 年 4 月 7 日民録 25 輯 558 頁、債権譲渡について、大判明治 45 年 1 月 25 日民録 18 輯 25 頁が挙げられる。

4) 内田・前掲書（註 1）108 頁参照。また、請負契約（民法 641 条）、委任契約（民法 651 条）には、契約の特殊性に対応した特別な解除権が規定されており、さら

著作権契約については、契約期間が著作物の利用を目的として一定期間継続する場合は、賃貸借契約などと同様に、継続的契約に分類されることになるが、後述するように、著作権契約の態様は一概ではなく、契約の特殊性なども考慮したうえで、個別具体的な契約類型に適合するように解釈する必要があると考える。

## (2) 学説および判例に対する批判

以上のように、契約解除の効果について、通説および判例は伝統的に直接効果説を採用してきたが、現在では、この直接効果説に対する批判が有力である<sup>5)</sup>。その根拠として、①民法 545 条 1 項の解釈として、解除の効果を遡及的消滅であると解すると、契約上の権利だけでなく、損害賠償請求権が生ずる余地がなくなってしまうが、同条 3 項が、解除とともに損害賠償請求権が存することを定めていることと矛盾し、また、原状回復義務の性質を不当利得返還義務であると解することは、同条 2 項が定める原状回復義務の範囲が、民法 703 条および 704 条に定められている不当利得返還の範囲と異なるなど、解釈論を根拠づける理論として論拠が十分ではないとの批判がなされている<sup>6)</sup>。また、民法の債権各論あるいは契約法の体系書や概説書などでは、この契約解除の効果に関する学説について、契約類型ごとの意義や効果について分析することなく、前提が異なるドイツの学説を基礎とした理論が構築

---

に、賃貸借契約、雇用契約に関しては、解除の要件に関して特別な判例法理が展開されている。

5) 内田・前掲書（註 1）103 頁は、「日本の民法の解釈論としては、どのような契約類型において解除の遡及効が制限されるか、という問題の立て方をすれば十分であり（賃貸借等には遡及効がないことを定める明文の規定がある）、上記の 3 説を並べて論ずる意味はない。」と述べている。

また、平井・前掲書（註 1）240 頁は、「直接効果説に対する近時の批判は、適切だと考えるべきである。しかし、だからといって間接効果説または折衷説を採るべきだという結論にはならない。」と述べる。

6) 平井・前掲書（註 1）240 頁。さらに判例理論についても、解除後の第三者が現われた場合を対抗問題として処理することは、遡及的消滅という論理とは矛盾するとする批判がなされる。

されてきたとする批判がある<sup>7)</sup>。

前述したように、賃貸借、雇用、委任および組合契約といった民法上の主要な典型契約においてさえ、解除の効果は遡及せず、将来に向かってのみ生じずと規定されている。贈与、売買、交換、請負契約等の一時的契約とは異なり、これらの契約は継続的契約であることから、契約関係の解消のために解除の遡及効を認めたのではかえって混乱を招くだけであり、将来に向かってのみ効力を生じずとする将来効を認めたほうが両当事者にとって合理的な解決を導くことができる。

そして、著作権契約は、著作物の利用を目的とする契約である。後述するように、著作権契約の内容や種類は多種多様であり、一概に論ずることができないことはいうまでもないが、著作権契約の典型である出版契約を例に

---

7) 山本・前掲書(註1)195頁は、「判例および従来通説は、解除の効果について遡及的構成をとってきた。しかし、この考え方は、きわめて問題である。契約の解除は、契約が有効に成立した後に、一方当事者が契約を履行しない場合に認められる。この場合に、どうして契約の効力がはじめから生じなかったことにする必要があるのだろうか。未履行の義務はそれ以上履行する必要がないとし、既履行の給付はもとにもどすことを認めれば、それで解除の目的は達成できるはずである。こうした効果をみちびくだけなら、契約の効力をはじめから否定する必要はない。かえって損害賠償責任が存続することの説明に窮するだけである。ドイツで直接効果説が説かれたのは、解除をした場合に損害賠償を認めないという規定があることを背景としていた(独民旧325・326)。日本法とはそもそも前提を異にする以上、このような考え方を採用する必要はまったくなかった——むしろ無用の混乱をもたらしたただけだった——というべきだろう。」と指摘する。

また、平井・前掲書(註1)225頁では、「解除の効果についての直接効果説は、これを採るべきではない。効果についての学説の対立は、ドイツ民法の解釈論の輸入に由来するが、ドイツ民法学における解釈論は物権行為の無因性を大前提とせざるをえない議論であって、物権変動についての日本民法の大原則と全く異なるからである(日本の直接効果説はドイツ民法の下では成り立たない議論である)。したがって、日本民法の解釈論としては、立法趣旨のとおり、解除は債権的效果のみを有し、契約によって生じた物権的效果は解除によって影響を受けない、と解すれば足りるというべきである(日本民法における直接効果説は、むしろ「物権的效果説」と呼ぶべきであろう。物権行為の無因性の原則の下では、どの説を採ろうと解除の効果は常に「債権的效果」ととどまるからである。)」と批判している。

とつても明らかなように、一般に著作権契約は、著作物の利用期間にわたって継続する契約である場合が多いことから、民法上の継続的契約と同様に、解除の効果を将来効と解するのが妥当ということになる。

さらに、原状回復義務と第三者の関係を調整する民法 545 条 1 項ただし書は、「第三者の権利を害することはできない」と定め、取引の安全の確保のために解除の効果が遡及しないことを規定している。判例理論によると、この「第三者」に含まれる者として、解除されるべき契約によって給付された物の譲受人、その物の差押・仮差押命令を得た者、その物の賃借人等が挙げられているが、契約上の債権の譲受人は「第三者」にはあたらないとされる。その理由として、債権の譲受人が「第三者」に含まれるとすると、解除の効果が及ばないこととなり、そもそも解除権を認めた意味が失われるからであると説明される（大判明治 42 年 5 月 14 日民録 15 輯 490 頁）。

このように、民法 545 条 1 項ただし書の「第三者」の範囲について議論する際には、この大審院明治 42 年 5 月 14 日判決が必ず引用される。しかし、この準則は無体物（著作物）を対象とする著作権契約には妥当しないと考える。著作権契約の場合は、それが著作物の利用を目的とする契約である以上、契約当事者である著作権者の利益は、第三者の利益との関係において比較考量すれば十分であり、判決のように第三者の範囲を制限してまで著作権者の利益を保護する根拠は希薄である。ましてや著作物の複製物を対象とする契約にあつては著作権者を保護する必要性は乏しく、取引の安全を優先して第三者の保護を図ることがむしろ契約の目的や趣旨に合致するものと考えられる。著作権契約においては、著作権者の利益だけではなく、契約対象の著作物の著作者の利益をも併せたうえで、第三者との利益バランスを考慮する必要がある。

## 2. 著作権契約の解除の法的構成

### (1) 著作権契約の法的構成

著作権契約あるいは出版契約は、民法上の典型契約とは異なる特殊の契約

として類型化されるとともに、著作権契約法のもとで契約的弱者として位置づけられる著作者の保護の必要性から、契約自由の原則は大きく制限される。これは、契約の一方当事者が著作権者としての著作者である場合に意義を有する。わが国の場合は出版契約に関する立法は存在せず、契約規範の形成は契約実務に委ねられてきた。著作権契約は、無体物である著作物を契約対象とすること、著作物は著作者人格権（とりわけ同一性保持権）によって保護されていることなど、その法的構成や内容は民法上の典型契約とは大きく異なっている。

諸外国の立法例をみると、著作権契約全般について法規定をおいている国は少ないが、著作権契約の典型である出版契約について規定している例が欧州諸国にみられる。著作権法のなかに規定されている出版契約には、民法に規定されている総論的な解除規定とは別個に、固有の解除規定がおかれている。

著作権契約の解除の効果について考察するにあたり、まず著作権契約の意義および目的、性質および種類について確認し、出版契約の解除の効果、解除に関する裁判例について検討することとする。

## (2) 著作権契約の意義および目的

### (a) 契約自由の原則の修正

著作権契約は、民法上の典型契約とは異なる、特殊の契約として位置づけられるが、基本的には契約自由の原則に支配されることとなる。しかしながら、伝統的に著作者契約法の理念が浸透している欧州各国の著作権契約には、著作者保護の法思想が織り込まれている。著作者契約法において、著作者は、消費者などと同様に経済的、契約的弱者として位置づけられ、契約自由の原則を修正することによって、その保護が強化されるようになってきている。欧州各国の著作権法には、出版契約に関する規定がおかれている。その意味するところは、契約の自由を制限することにより著作者の経済的利益を保護しようというものである。著作権契約の典型であるとされる出版契約



においては、契約の一方当事者となる著作者を保護する趣旨から契約自由の原則の例外を認め、契約の成立要件として書面の作成を要求している立法例が多くみられる<sup>8)</sup>。また、書面の作成を義務づけていない場合でも、契約上の文言が不明確であるために紛争が生じたときは、著作者に有利となるように解釈されることとなるものと解されている場合が多い。わが国の著作権法には、出版権に関する規定があるのみで、出版契約に関する規定は存在せず、著作者契約法の思想が育まれる余地は乏しい。創作者である著作者保護の趣旨から、わが国の場合も、著作権の設定および移転に関する契約、著作物の利用に関する契約などの著作権契約については、契約自由の原則は大きく制限され、著作者保護の原理がはたらくものと解すべきであると考えられる。

さらに、著作権契約の当事者は、著作者と利用者または管理者ということになるが、契約の対象は、著作者の人格が反映されている著作物であることから、著作権契約においては、著作者が著作権契約の当事者であるか否かにかかわらず、著作物の利用に際しては常に著作者の意思が反映されなければならない。この意味において、著作権契約は単なる財産契約にとどまらず、他の契約類型にはみられない特殊性があるといえよう。

このような意味において、著作権契約の解除は、基本的に一般法である民法の規定にしたがうことになるが、その効果については、直接的に民法理論を適用するのではなく、その対象が財産的価値だけでなく、人格的価値をも有する著作物である著作権契約の特殊性を踏まえたうえで理論構成する必要がある。

#### (b) 著作権契約における創作者主義の意義

著作物を創作する者が「著作者」であり、その著作者が「著作者の権利」を享有する（創作者主義）。現行ドイツ著作権法（Urheberrechtsgesetz: 1965）が採用している著作権一元論において、著作者の権利（Urheber-

8) 拙稿・三浦正広「著作者契約法の理論——契約法理論による著作者の保護——〔前編〕」コピライト 622 号 22 頁, 40 頁以下参照（著作権情報センター, 2013 年）。

recht) を構成する著作者人格権 (Urheberpersönlichkeitsrecht) と著作権 (Verwertungsrecht : 著作財産権) は常に著作者の元に留まり、著作者の元から離れることはない。著作権を構成する個別的利用権 (Nutzungsrecht) が利用者との契約によって設定的に移転 (einräumen) するにすぎない。わが国をはじめとするその他の国が採用している著作権二元論において、著作者人格権は著作者の元から離れることはないが、著作権 (財産権) は著作権譲渡契約によって譲受人 (利用者または管理者) にその全部または一部を譲渡することが可能である (著作権法 61 条 1 項)。利用許諾契約にもとづいて著作物を利用する場合はもちろん、著作権の譲渡契約によって著作権 (利用権) を譲り受けて著作物を利用する場合においても、著作者人格権 (同一性保持権) との関係において、著作物の利用の際に改変等が加えられる場合には、著作者の許諾が必要であることはいまでもない。すなわち、著作物利用許諾契約あるいは著作権譲渡契約において、著作者が契約当事者である場合には著作者の意思が契約の内容に直接的に反映されることとなるが、著作者がそれらの契約の当事者ではない場合は必ずしも著作者の意思が反映されるとはかぎらない。しかし、著作権契約における著作者の保護を目的とする著作者契約法の理念からすると、著作者が著作権契約の当事者であるか否かにかかわらず、著作者の人格的および財産的利益は保護されることになる。

このような考え方は、あくまで著作物の創作者に著作者の権利が発生するとする創作者主義にもとづくものである。「創作者主義」は、単に著作物の創作者である著作者に「著作者の権利」が帰属するという原理であるにとどまるのではなく、著作権契約において財産権としての「著作権」の全部または一部が譲渡された場合であっても、それが著作物の利用や管理を目的とするものである以上、創作者である著作者との関係が途絶えることはないとする帰結をも導くものである。権利の帰属に関する問題としてではなく、権利の移転、権利変動においてなお創作者主義が強調されることとなる。

もっとも創作者主義の大きな例外であるわが国の著作権法 15 条が規定し

ている法人著作の場合に、創作者主義の本来的帰結が妥当しないことはいうまでもない。

著作権契約の効果は、契約の当事者の利益および第三者の利害関係が衡量されるべきことに加え、著作者の利益に対しても配慮する必要があるということになる。

### (3) 著作権契約の性質および種類

#### (a) 著作権契約の分類

個別の著作権契約の種類は多種多様であり、そのような著作権契約の解除の効果は一義的に定まるものではなく、著作権契約の各類型ごとに検討されなければならないが、著作権契約の性質を踏まえると、形式的に、著作物の利用や著作権の管理を目的とする著作権の全部または一部の譲渡、あるいは出版権の設定などのような著作物の利用権の移転・設定に関する契約、所有権の対象となる有体物に化体した著作物（原作品および複製物）の頒布・譲渡および貸与に関する契約、単なる著作物の利用許諾に関する契約等に分類することができる。

著作権契約は、著作物の利用または管理を目的とする、著作者または著作権者と利用者または管理者との間で締結される財産法上の契約であり、当事者間に財産法上の債権債務関係が発生することに加え、契約の対象が著作物であることから、利用権等の設定的移転または債権的許諾を受ける者は、当該著作物の利用に際して著作者人格権を尊重し遵守することが要求される。

#### (b) 権利の移転および設定を伴う契約

著作権譲渡契約および出版権設定契約等は、権利の移転および設定を伴う契約として分類することができる。著作権の譲渡について、わが国の著作権法は「著作権はその全部または一部を譲渡することができる。」（著作権法61条1項）と規定するだけで、著作権譲渡契約あるいは著作権契約の内容や法的構成については何も言及していない。一般に、著作権譲渡契約は、著作物の利用を目的として、著作者または著作権者と著作権を譲り受ける者と

の間で締結される契約であり、権利の移転または設定的移転を伴う契約であって、物権的效果を生ずる。著作権の譲渡により、権利の帰属主体は変わることとなるが、所有権等の物権譲渡契約とは異なり、単なる権利の移転を目的とするのではなく、基本的には著作物の利用または著作権の管理を目的とする契約として構成される。また、著作権譲渡契約は、出版権設定契約の場合と同様に、基本的には著作物の具体的な利用または著作権の管理を目的とする契約であり、その法的構成は設定的移転として構成されるべきであり、契約の当事者には、著作物の利用に関する契約上の義務が生ずるものと解すべきである。著作権の譲渡の内容、範囲または期間、著作物の利用の方法等は当事者の合意によって定められることとなるが、著作者保護の観点から、譲渡の内容等は利用目的にしたがって合理的に定められることになる。著作権の全部または一部の譲渡を受けたものの、契約の目的にしたがった著作物の利用がなされない場合は債務不履行の原因を生じさせる。契約の解釈にあたっては、当事者の意思解釈に加えて、著作物の利用目的や利用実態を踏まえた合理的な解釈が必要とされる<sup>9)</sup>。

後述するように、著作権契約の典型である出版契約では、出版の義務を負う利用者（出版者）が「自己の計算において著作物を複製し頒布する義務を負う」ように、著作権譲渡契約を含めた著作権契約において、契約の相手方である利用者は、契約目的にしたがって著作物を利用する義務を負うことになる。したがって、著作物の利用または管理を目的としない著作権譲渡契約は、著作権契約としての有効性が問題となる。

---

9) 「著作権譲渡」の用語の理解について、ほとんどの学術団体が発行する学会誌の投稿規程には、論文が採用された場合、著作権が当学会に帰属する旨、あるいは著作権が当学会に譲渡される旨規定されているのが一般的であるが、学会誌における権利管理の実態をみると、その場合の「譲渡」は、掲載論文の利用に関する許諾権の譲渡である場合が多く、「著作権」そのものの譲渡とはいえない場合がほとんどである。当事者の意思解釈からしても、少なくとも「全部譲渡」ということはなく、「一部譲渡」であると解するのが妥当である場合が多い（東京地判平成19年1月18日〔「再分配とデモクラシーの政治経済学」事件〕判例集未登載、裁判所ウェブサイト参照）。

著作者から著作権を譲り受けた著作権者と利用者との著作権譲渡契約においては、著作者保護の観点から、基本的には著作権譲渡に関する著作者の同意が必要である。著作権者との契約において著作権の譲渡または設定的移転を受けた利用者は、著作物を利用するに際しては同一性保持権等の著作者人格権を遵守し尊重することが要求される。

(c) 著作物利用許諾契約

著作権者（または著作者）が、著作物の利用を目的とする相手方（利用者）に債権的な許諾を与えるにすぎない契約（著作物利用許諾契約）は、前述の著作権譲渡契約とは異なり、権利の移転を伴わない契約として構成される。著作者は、著作権を移転することなく、自らのもとの留めたまま、著作物を利用することが可能となる。しかしながら、著作物利用許諾契約も著作物の種類や利用形態によってその具体的態様は一様ではなく、総論的に論ずることはできない。その解釈は、個々の契約の目的や利用の態様などを踏まえたうえで、合理的な解釈がなされなければならない。解除の効果についても、それぞれの契約類型に応じて、個別具体的に検討する必要がある。ただ、約款契約の場合を除き、著作物の利用が一定期間継続する契約は、前述したように民法上の継続的契約と同様の性質を有する 경우가多いことから、解除の効果は将来に向かってのみ生ずる（将来効）とする構成を採るのが妥当である場合が多いといえる。

著作物利用許諾契約も、基本的には権利の移転および設定を伴う契約と同様に、著作権者と利用者との間で締結される契約であり、契約の対象が著作物であることから、当該著作物の著作者が契約当事者であるか否かにかかわらず、契約の履行に際しては著作者人格権（同一性保持権）が尊重されなければならない。そのかぎりにおいて、著作権契約における著作者保護の原理は、創作者主義を前提として創作者である著作者を保護するための理論であって、著作権法 15 条が適用される法人著作の場合や創作者（著作者）から権利を譲り受けた者（自然人および使用者（法人等））、すなわち著作者ではない著作権者を保護するものではない。

以上のように、著作権契約は、権利の移転の有無を基準として大別することが可能であると考えるが、解釈論として、どのような契約類型において解除の遡及効が制限されるのかは、契約の目的や利用形態などを踏まえて議論されることとなる。

#### (4) 出版契約の解除

##### (a) 出版契約の内容および契約上の義務

著作権契約の典型である出版契約について、わが国の著作権法にはかつて契約の解除等の理由による出版権消滅後の著作物の頒布に関する規定がおかれていた（著作権法旧85条）。しかしその後、譲渡権の創設とともにその規定は削除されている。また、ドイツにおいて1901年に旧著作権法（LUG）<sup>10)</sup>と同時に制定された「出版権法（Gesetz über das Verlagsrecht: VerlG）」のなかに、出版契約の解除に関する詳細な規定がおかれている<sup>11)</sup>。これら出版契約の解除の効果について考察する前提として、出版契約の内容および契約上の義務について確認することとする。

わが国の著作権法には、欧州各国の著作権法のように、出版契約に関する規定はなく、出版権に関する規定がおかれているだけである<sup>12)</sup>（著作権法79条～88条）。したがって、出版契約においては著作者契約法の考え方は反映されておらず、出版契約は契約自由の原則のもとで、基本的には著作者と利用者（出版者）との間で締結される。また、出版権の設定を義務づけている

10) LUG: Gesetz betreffend das Urheberrecht an Werken der Literatur und Tonkunst vom 19. Juni 1901 (RGBl. S. 227).

11) ドイツ出版権法について、拙稿「著作者契約法の理論——契約法理論による著作者の保護——」コピライト622号22頁-51頁、同623号48頁-63頁（著作権情報センター、2013年）参照。

12) わが国の出版契約に関する主要な文献として、阿部浩二「出版契約」松坂佐一・西村信雄・船橋諄一・柚木馨・石本雅男先生還暦記念『契約法体系VI 特殊の契約(2)』80頁（有斐閣、1963年）、半田正夫「出版契約」加藤一郎・鈴木禄弥『注釈民法(17)』450頁（有斐閣、1969年）、同「出版契約」遠藤浩・林良平・水本浩監修『現代契約法体系 第7巻』199頁（有斐閣、1984年）等参照。

ドイツ出版権法と異なり、わが国の著作権法に規定されている出版権の設定は契約当事者の合意に委ねられている。出版契約の性質や内容、契約上の義務などについてはさまざまな見解が示されているが、出版実務において出版契約は出版権の設定を伴う出版権設定契約と、出版権の設定を伴わない単なる債権的な出版契約（出版許諾契約）に分類される<sup>13)</sup>。

出版権設定契約においては、著作権者（複製権者）と出版を引き受ける者との間で「出版権」が設定される（著作権法 79 条～88 条が適用される）。それに対して、出版許諾契約は出版権が設定されることなく、契約にもとづいて当事者間に出版に関する権利義務が生じる。出版（許諾）契約は、著作物の出版に関する複製権者と出版者との意思表示の合致によって成立し、複製権者は出版者に対し著作物を利用させる義務を負う一方、出版者は、著作物の複製・頒布について利用権を取得し、複製権者に対し、自己の計算において著作物を複製し頒布する義務を負う。これにより出版者は、出版にともなう経済的リスクを自ら負担することになるが、出版者の複製・頒布義務は、出版契約の本質的要素であり、複製・頒布義務をともなわない出版契約は認められない<sup>14)</sup>。出版契約は、著作者（著作権者）と出版者との間の人的な結びつきや相互の信頼関係を基礎とする継続的契約の性質を有している。非典型契約である出版契約は、当事者の合意によって成立する諾成契約である。実務上は、いずれの契約においても契約書面のひな型を用いた契約が行なわれている場合が多いようである。契約自由の原則のもとで、当事者間で締結される出版契約が、いずれかの契約類型に該当するかは、契約の内容や

---

13) しかし、契約法理論からすると、出版契約を、あえて出版許諾契約と出版権設定契約に区別して構成する必要はなく、また、出版権の設定について、出版契約とは別個の出版権設定契約によって設定されるとする必要はなく、出版に関する契約のなかで、出版権の設定に関する合意があるか否かで区別すれば足り、出版契約における出版権設定の特約条項として理解すれば十分なはずである。その場合、出版契約という債権契約のなかで、両当事者の合意により、準物権的な効果を有する出版権が設定されることになる。

14) 半田正夫『著作権法概説（第16版）』（法学書院、2015年）224頁以下。

当事者の意思解釈によって定まることになる<sup>15)</sup>。

(b) 出版契約の解除の効果

わが国の著作権法には、出版契約の解除に関する直接的な規定は存在しないが、契約の解除等によって出版権が消滅した後の出版物（複製物）の頒布に関する規定がおかれていた（著作権法旧 85 条<sup>16)</sup>）。この著作権法旧 85 条の規定は、出版権の消滅後において、著作権者（複製権者）が他の出版者に当該著作物の出版権を設定した場合に生ずる可能性がある競合関係を回避することを目的とするものであり、出版権の消滅後、出版権者であった者は、契約期間中に作成した著作物の複製物を頒布することはできないと規定されていた（旧 85 条 1 項柱書）。ただし、出版権の存続期間中に、すでに複製権者に対して印税その他の対価が支払い済みである場合は、頒布することができるものとされていた（旧 85 条 1 項 2 号<sup>17)</sup>）。

ところが、平成 11（1999）年の著作権法改正によって譲渡権が創設された際に、著作物の公衆への譲渡には、出版権の設定と同時に著作権者（譲渡権者）の許諾が必要となるために、この旧 85 条の規定は不要となったとし

15) 契約実務において、出版契約は出版権設定契約と出版許諾契約に分類されているが、裁判例のなかには、当事者による契約内容の理解や合意が不十分であるために、締結された出版契約がいずれの契約であるかが争われたケースがある（東京地判昭和 59 年 3 月 23 日〔SF 小説「太陽風交点」事件〕無体集 16 卷 1 号 177 頁、東京地判昭和 62 年 1 月 30 日〔動物図鑑挿絵事件〕判時 1220 号 127 頁等）。

16) 著作権法旧 85 条（出版権の消滅後における複製物の頒布）——平成 11（1999）年改正により削除された。

1 出版権の存続期間の満了その他の理由により出版権が消滅した後においては、当該出版権を有していた者は、次に掲げる場合を除き、当該出版権の存続期間中に作成した著作物の複製物を頒布することができない。

一 設定行為に別段の定めがある場合

二 当該出版権の存続期間中に複製権者に対しその著作物の出版に係る印税その他の対価を支払っている場合において、その対価に対応する部数の複製物を頒布するとき。

2 前項の規定に違反して同項の複製物を頒布した者は、第 21 条又は第 80 条第 1 項の複製を行なったものとみなす。

17) 作花文雄『詳解著作権法（第 4 版）』（ぎょうせい、2010 年）471 頁参照。



て削除されている<sup>18)</sup>。著作権の存続期間中に作成された著作物の複製物の頒布については、出版契約のなかで定められるべき事項であるが、そのような取決めがない場合は、この旧 85 条の規定を参考に解釈すべきであろう。

また、日本書籍出版協会が作成している出版契約書のひな型では、「相手方がこの契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面により契約の履行を催告のうえ、この契約の全部または一部を解除することができる」とする契約の解除に関する条項が設けられている<sup>19)</sup>。

出版契約に関する法制度が充実しているドイツにおいては、1901年に制定された「著作権法（VerlG）」に出版契約の解除権に関する詳細な規定がおかれている<sup>20)</sup>。この著作権法のもとで、出版者は、著作者との出版契約において、出版の目的となる著作物の複製および頒布に関する排他的権利である「著作権（Verlagsrecht）」の設定的移転を受けることとなる<sup>21)</sup>。

契約で定められた期限までに著作物が引渡されない場合、出版者は、履行の請求に代えて、相当の期間を定めて、出版契約を解除することができる（VerlG 30 条）。また、著作物の性質が契約に合致していない場合においても、出版者は契約を解除することができる（VerlG 31 条 1 項による 30 条の準用）。そして、契約に合致していないことが、作成者（Verfasser）が責めを負うべき事情にもとづくものである場合、出版者は、解除権を行使する代

18) 「一旦公衆への譲渡について譲渡権者との間で譲渡許諾契約を締結すれば、著作権存続期間中であるか否かに左右されず、公衆への譲渡ができるかどうかは譲渡許諾契約の内容により判断されることとなりますので、本条の規定が不要となり、削除することとしたのであります。」（加戸守行『著作権法逐条講義（六訂新版）』（著作権情報センター、2013年）538頁）。

19) 一般社団法人日本書籍出版協会「出版契約書（一般用）」（ひな型 2005 年版）

第 25 条（契約の解除）甲または乙は、相手方がこの契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面により契約の履行を催告のうえ、この契約の全部または一部を解除することができる。

20) 後掲翻訳資料「ドイツ著作権法（Gesetz über das Verlagsrecht vom 19. Juni 1901（RGBl. 217）」参照。

21) ドイツにおける「著作権」は、出版契約において設定される排他的権利であると規定されている（VerlG 8 条）。

わりに、不履行を理由とする損害賠償請求権を行使することができる（VerlG 31 条 2 項）。

他方、出版者により、契約にしたがった著作物の複製または頒布がなされない場合、作成者は、自己の利益のために、出版契約を解除することができる（VerlG 32 条による VerlG 30 条の準用）。さらに、契約締結の際には予見できなかったが、その後、作成者の適切な状況認識と判断により、著作物の発行を取りやめる事情が生じた場合、作成者は、複製の開始までに出版契約を解除することができる（VerlG 35 条 1 項）。このような事情の変更により、作成者が契約解除の意思表示をする場合、作成者は、出版者に対して、これにより生じる費用を補償する義務を負うが、解除から 1 年以内に他の方法で著作物を発行する場合は、不履行による損害賠償義務を負う（VerlG 35 条 2 項）。また、出版者が破産した場合、破産手続の開始前に、著作物がすでに出版者に引渡されている場合においては、破産法の規定が準用される（VerlG 36 条 1 項、ドイツ破産法 103 条の準用）、破産手続開始時に、複製がまだ行なわれていなかった場合、作成者は、契約を解除することができる（VerlG 36 条 3 項）。

なお、著作物の引渡しが遅れた場合の出版者の解除権（VerlG 30 条）、事情変更の場合および出版者が破産した場合の作成者の解除権（VerlG 35 条、36 条）については、一般的な契約の解除権について規定しているドイツ民法（BGB）346 条ないし 351 条の規定が準用されることになっている（VerlG 37 条）<sup>22)</sup>。

#### (5) 著作権契約の解除に関する裁判例

##### (a) プログラムの著作物の開発、利用、管理に関する契約

プログラムの著作物の著作権譲渡契約において、特掲がない場合に権利の留保を推定する著作権法 61 条 2 項の適用の是非が争われたケースがある<sup>23)</sup>。

22) ドイツの出版権法については、拙稿（註 11）参照。

23) 知財高判平成 18 年 8 月 31 日〔振動制御システム K2 事件〕判時 2022 号 144 頁

被告 Y（被控訴人）は、原告 X（控訴人）に対して、振動制御器のソフトウェアの開発を委託し、開発されたソフトウェアを複製して組み込んだ振動制御器を販売していた。本件ソフトウェアの設計、製作、開発に関する XY 間の各契約において、「本契約に基づき開発されたソフトウェアの著作権は Y に帰属する」（基本契約）、「当該製品開発過程で生じる著作権の対象となりうるものは、Y に帰属するものとする」（F3 契約）とされているだけで、本件プログラムの翻案権は、譲渡の目的として特掲されていなかった。その後 X は、ソフトウェアの開発費用をめぐる契約上のトラブルから、Y との契約を解除し、解除により本件プログラムの著作権は X に復帰したと主張して、本件プログラムの複製、翻案の差止めを請求した<sup>24)</sup>。

これについて知財高判平成 18 年 8 月 31 日は、「F3 契約において、本件プログラムの翻案権の帰属は、明文で定められているものではないが、X と Y 間には、上記翻案権が Y に帰属するものであるという合意が存在し、X が開発する本件プログラムの著作権は、翻案権を含め、Y に譲渡されたものと認めるのが相当である」と判示して、著作権法 61 条 2 項の推定を覆した。プログラムをコンピュータにおいて利用する場合、プログラムを機能的に利用するために行なわれるバグの修正やバージョン・アップにともなう改変は、プログラムの利用態様においては必要な改変であり、同一性保持権の侵害とはならない（著作権法 20 条 2 項 3 号）。このように、プログラムの著作物の改変については、その特性を理由として著作者の同一性保持権さえ制限されていることを踏まえると、著作権譲渡における権利留保は効果がないだけでなく、むしろ効果的な利用の妨げとなる。

さらに、解除の効果について、本判決は、「本件プログラムをめぐる契約関係において、基本的には、X による本件プログラムの開発期間中は、X

---

24) 東京地判平成 17 年 3 月 23 日判時 1894 号 134 頁。原審は、本件プログラムの著作権は、翻案権も含めて Y に譲渡されたと解するのが相当であり、著作権法 61 条 2 項の推定は、本件事案には及ばず、F3 契約により、本件プログラムの著作権は翻案権を含めて X から Y に譲渡されたものと認めることができると判示して X の請求を棄却した。

は、合意されたところに基づき、順次、プログラムを開発して、これを Y に納入する義務を負うのに対し、Y は、開発に応じて、合意された開発費の支払義務を負い、順次、納入されるプログラムの著作権等の権利を取得するという継続的な関係が存在し、プログラムの納入後は、X には、製品の競争力維持のために特別な協力を行う義務が存在し、Y には、「歩合開発費」の支払義務が存在するという継続的な関係があることが認められる。…上記継続的な関係においては、Y が、順次、納入されたプログラムの権利を取得するものであるところ、その権利を基礎として、新たな法律関係が発生するものであるし、開発の受託者である X も、委託者である Y から指示されて Y のために開発を行い、Y に納入したプログラムについて、X と Y 間の契約関係解消の場合、その開発作業の対価として受け取った金員の返還を想定しているとは考えられず、契約の性質及び当事者の合理的意思からも、本件における継続的な関係の解消は将来に向かってのみ効力を有すると解するのが相当である」と判示した。

本件契約のように、プログラムの納入およびその後の改良、維持、管理にともなう権利の移転および費用の支払いなどが継続的に行なわれる著作権契約において、そのような継続的な契約関係の解消は、契約の性質および当事者の合理的意思からみても、解除による遡及効を認める合理性や必要性はなく、将来に向かってのみ効力を生じるもの（将来効）であると解するのが妥当であると考えられる。

(b) 輸入 DVD 販売契約

DVD 販売契約が解除されたことにより、頒布権を根拠に転得者による DVD の販売が差止められたケースである<sup>25)</sup>。

韓国の映像ソフト製造業者である原告 X は、本件映像を収録した本件商品（DVD 商品）を製作し、日本法人 A との間で販売契約を締結した。これにより、X は A に対し、日本国内において本件商品を独占的に頒布するこ

---

25) 東京地判平成 24 年 7 月 11 日〔韓国テレビ番組 DVD 輸入事件〕判時 2175 号 98 頁、判タ 1388 号 334 頁

と、および A が映像・音楽ソフトの制作・販売業者である被告 Y に対して独占的頒布の再許諾をすることを許諾した。Y は、A との間で本件商品の頒布契約を締結し、日本国内での頒布について独占的許諾を得た。

その後、X は A に対し、残代金未払いを理由として本件販売契約を解除する旨の意思表示を書面で行なうと同時に、同一内容の書面を Y にも参照送付したが、その後も Y が本件商品の販売を継続したため、Y に対し、頒布権にもとづき本件商品の販売・頒布の差止め、および損害賠償等を請求した。

これについて東京地判平成 24 年 7 月 11 日は、「本件映像のように公衆に提示することを目的としない映画の著作物については、当該著作物の頒布権は、いったん適法に譲渡（以下「第一譲渡」という。）されるとその目的を達成したものとして消尽し、その後の再譲渡にはもはや著作権の効力は及ばないと解されているところ（最高裁判所平成 14 年 4 月 25 日第一小法廷判決・民集 56 卷 4 号 808 頁）、本件において、X から A に対する本件販売契約が債務不履行により有効に解除されたことは前記のとおりであるから、適法な第一譲渡があったとはいえ、本件において消尽を論ずる余地はない。」「Y は、解除前に A から頒布許諾を受けていたものではあるが、X から A に対する頒布許諾と、A から Y に対する頒布許諾とは別個の債権的な法律関係であるから、Y が解除された本件販売契約の目的物につき新たな権利関係を取得した者ということとはできず、また Y の権利は対抗力を備えたものでもないから、いずれにせよ Y が民法 545 条 1 項ただし書にいう『第三者』として保護される余地はない。」「したがって、Y は、本件解除により A が頒布権原を失ったことにより、A からの利用許諾に基づく頒布権原を X に対抗することができなくなり、Y は X の著作物を無許諾で頒布したということになる」と判示した。

本件商品の販売に関する契約は、著作権者による頒布許諾を前提としているわけであるので、商品の引渡しや代金の支払いによる所有権の移転の効果とは関係なく、少なくとも商品販売期間中、契約当事者間の契約関係は継続

状態にあるものと理解することができる。このような著作権契約においては、契約の性質および当事者の合理的な意思からみても、解除による遡及効が生ずることは合理的とはいえず、将来効を生ずるものであると解することができる。したがって、XA間の契約解除の効果が、Yに不利益をもたらすものと構成することは妥当とはいえない。本件の場合、Xは、Aとの本件販売契約において、Aが本件商品をYに独占的に頒布することについて許諾をしていたのであるから、著作権者保護の観点からしても、Aの債務不履行によりXA間の本件販売契約が解除された場合にまでAY間の頒布許諾の効力を遡及して消滅させる合理的な根拠はなく、また、解除後に頒布されたとしても、本件販売契約の解除について、Yの過失まで認める必要性も乏しいといえる。したがって、XA間の解約解除の効果が、Yに不利益をもたらすものと構成することは妥当ではなく、Yは「第三者」として保護されるべきであると考えられる。

(c) 著作権譲渡契約

著作権譲渡契約の解除による原状回復義務として、解除までの間に著作権を利用して得られた利益の返還が認められたケースがある。

イラストレーターである原告X（さんた茉莉）が、インターネット上で酒類等を販売する会社「夢萌.com」（被告Y）との間で、Yが製造、販売する果実酒みみきゅ〜のラベル等に使用するイラストの制作およびその著作権の譲渡に関する契約（本件著作権譲渡契約）を締結した。Xは、Yの債務不履行を理由に本件著作権譲渡契約を解除するとともに、損害賠償および原状回復を請求した事案において、判決は、「本件著作権譲渡契約が解除されたことにより、Xは、本件著作権を復歸的に取得するに至ったものであって、これを行しうる地位にある以上、Xが本件著作権の譲渡対価相当額の損害を受けたと直ちに認めることは困難」であるとして損害賠償請求を棄却したが、原状回復請求については、「Yは、本件著作権譲渡契約が解除されたことにより原状回復義務を負うところ（民法545条1項）、Yは、同義務の内容として、解除までの間、本件著作権を利用したことによる利益（本件著作

権譲渡契約の目的の使用利益）を返還する必要がある（最高裁昭和49年（オ）第1152号同51年2月13日第二小法廷判決・民集30巻1号1頁参照。）と述べたうえで、結果的に、原状回復義務して、Yに対して、本件著作権を利用したことによる利益の支払いを命じた<sup>26)</sup>。

本判決は、本件著作権譲渡契約の目的の使用利益の返還を認めるに際して最判昭和51年2月13日を引用しているが、この最高裁判決は、有体物を対象とする民法561条の解釈をめぐる中古自動車の売買契約の解除に関する事例であり、無体物である著作物の利用を前提とする著作権譲渡契約の解除の場合の引用判例として相応しいかは疑問である。

### 3. 著作権契約の解除の効果

民法545条の解除の効果に関する議論を概観して明らかなように、著作権契約の解除の効果については、一般の契約法理論を原則としつつも、著作権契約の性質を踏まえた独自の効果を検討する必要があると考える。前述したように、民法の伝統的な契約解除理論は、著作物という無体物を対象として構成された理論ではなく、あくまで有体物の取引を中心に組み立てられた理論である。さらに、前述したように、従来のが国の解除学説は、前提の異なるドイツ法の理論を焼き直したにすぎない表面的な議論であると評価されており、問題の本質を踏まえた実質的な議論が展開されてきたわけではない。有体物を対象とする契約の場合は、目的物の所有権の帰属が大きな問題となる。しかし無体物である著作物の場合、契約の対象となる著作物の複製物の所有権の帰属の問題は、著作権契約の本質的な要素とはいえない場合が多い。

契約解除の効果に関する直接効果説は、たとえばとりわけ不動産譲渡契約の解除の場合について、所有権の帰属を含めて、解除による原状回復が問題となる契約においてその意義が認められるであろうが、著作物の利用に関す

---

26) 東京地判平成28年2月29日〔果実酒みみきゅ〜のイラスト事件〕判例集未登載（裁判所ウェブサイト）参照。

る著作権契約，とりわけ著作物の複製物の譲渡契約においては実態にそぐわない場合が多い。民法上は，継続的契約の解除の効果については特則が定められている。たとえば，典型的な継続的契約として分類される賃貸借契約において，解除の効果は遡及することはなく，将来に向かってのみその効力を生ずるものと規定されている（民法 602 条）。同様に，雇用，委任および組合の各契約においても，この賃貸借契約の解除に関する規定が準用されることとされている（民法 630 条，652 条および 684 条）。学説も「一般に，当事者間の契約関係が長期にわたって継続する契約においては解除の遡及効を否定すべきだと主張されている」<sup>27)</sup>。

裁判例にみられたプログラムの著作物の開発，利用および管理に関する契約のように，プログラムの納入およびその後の改良，維持，管理にともなう権利の移転および費用の支払いなどが継続的に行なわれる著作権契約において，そのような継続的な契約関係の解消は，判決が述べるように，契約の性質および当事者の合理的意思からみても，解除による遡及効はなく，将来に向かってのみ効力を生ずるもの（将来効）と解するのが妥当であると考えられる<sup>28)</sup>。取引の安全の保護の観点からは，直接的な著作権侵害が生じておらず，単に契約上の債務不履行が生じているにすぎない場合は，著作権者を保護する必要性は乏しく，第三者の利益との比較考量により判断されることとなる。

著作物の複製物の譲渡契約においては，基本的に譲渡権がはたらく。複製物の譲渡が適法に行なわれると譲渡権は消尽することとなるが（著作権法 26 条の 2 第 2 項），その譲渡の適法性は，複製物を譲渡した時において判断される。その場合，取引の安全を保護する観点から，転得者が善意無過失であるときは保護されるが，その後悪意に転じたとしても譲渡の適法性には影響を与えるものではない。ただし，悪意または有過失の第三者（転得者）が現れた場合，譲渡権は消尽しないものとされる（著作権法 113 条の 2）。し

---

27) 内田・前掲書（註 1）108 頁。

28) 知財高判平成 18 年 8 月 31 日〔振動制御システム K2 事件〕判時 2022 号 144 頁



かしながら、譲渡権の立法趣旨および規定からすると、譲渡の適法性は、著作者の権利の侵害の有無について、譲渡契約の締結時に判断されるべきであり、取引の安全保護の観点から、著作物の利用許諾契約の不履行によって契約が解除された場合を除き、解除の遡及効により適法性の要件を欠くことにはならない。したがって、著作物の複製物の譲渡の時に適法であれば、契約が解除されてもその効果が遡及することはないと考える。前述した輸入DVD販売契約に関する東京地判平成24年7月11日〔韓国テレビ番組DVD輸入事件〕<sup>29)</sup>の主要な論点の1つである頒布権の消尽の問題についても、この譲渡権の規定を準用し、あるいは譲渡権に関する議論を類推することが可能であろう。

また、著作物の複製物の販売に関する契約は、著作権者による頒布許諾を前提としているわけであるので、商品の引渡しや代金の支払いによる所有権の移転の効果とは関係なく、少なくとも商品販売期間中、契約当事者間の契約関係は継続状態にあるものと理解することができる。このような著作権契約においては、契約の性質および当事者の合理的意思からみても、解除による遡及効が生じることは合理的とはいえず、将来効を生ずるものであると解することができる。

判例は、契約の解除によって保護されるべき第三者の範囲について、従来の通説・判例の立場に立ち<sup>30)</sup>、民法545条1項ただし書における「第三者」とは、「解除前において契約の目的物につき別個の新たな権利関係を取得した者であって、対抗要件を備えた者」とであると理解する<sup>31)</sup>。前述の東京地判

---

29) 東京地判平成24年7月11日〔韓国テレビ番組DVD輸入事件〕判時2175号98頁、判タ1388号334頁

30) 民法545条1項ただし書における「第三者」の例として、不動産賃貸借に関する判例が挙げられる（判例時報コメント・判時2175号99頁）。賃貸借契約の合意解除は適法な転借人に対抗できないが（最判昭和38年2月21日民集17巻1号219頁）、債務不履行解除の場合には、適法な転借人にも対抗できる（最判昭和36年12月21日民集15巻12号3243頁）。その場合、転借人は民法545条1項ただし書における「第三者」として保護されない。

31) 大判明治42年5月14日民録15輯490頁など。

平成 24 年 7 月 11 日〔韓国テレビ番組 DVD 輸入事件〕は、このような民法における一般的な契約法理論を、著作権契約に準用して、「X から A に対する頒布許諾と、A から Y に対する頒布許諾とは別個の債権的な法律関係であるから、Y が解除された本件販売契約の目的物につき新たな権利関係を取得した者ということとはできず、また Y の権利は対抗力を備えたものでもないから、いずれにせよ Y が民法 545 条 1 項ただし書にいう『第三者』として保護される余地はない」と結論づけた<sup>32)</sup>。

著作物の利用を目的とする著作権契約の解除に関する解釈において、不動産賃貸借等の契約の解除に関する解釈論をその解釈の指針とすることは適切ではない。少なくとも民法 545 条 1 項ただし書の解釈において、契約の目的物が著作物の複製物である場合には、賃貸人と転借人などの利害関係人との利益衡量を前提とした旧来の「第三者」の範囲論は妥当しないと考える。著作権契約の解除の効果は、著作者の権利の侵害との関係における帰責性との関連において判断されるべきものであり、著作物の利用許諾に関する不履行をとともわなない債務不履行の場合については、必ずしも権利者保護の要請は必要とされず、単純に取引の安全の保護および両当事者の利益衡量の観点から具体的な結論が導かれるべきである。

### むすびにかえて

著作権をめぐる訴訟は、著作物性、著作者の権利の帰属および侵害に関する従来型の訴訟に加えて、著作権契約をめぐる新しい種類の訴訟が増加している。ところが、わが国の著作権法には、出版契約に関する規定がないために、契約の法的枠組みの形成はもっぱら出版実務に委ねられてきたといつてよい。そのため、少なくとも著作権法の議論のなかで理論的な研究が行なわ

---

32) 結果として Y は、本件商品の所有権は取得することになるが、それを頒布することはできない状態となる。これについて、「所有権と知的財産権とが別個に規律される以上、やむを得ないことである（例えば、違法複製物を購入ないし即時取得した場合にも同じ状態は生じる。）」とする見解がある（判例時報コメント・判時 2175 号 99 頁）。

れてきたとはいえない。前述したように、著作権契約は、著作物の利用または管理を目的する契約である。そこでは著作者保護の原理がはたらき、契約の自由が制限されることから、民法上の典型契約とはその性質や内容は大きく異なっている。それにもかかわらず、契約解除の法的構成は、学説による理論的考察がなされないまま、判例実務により民法理論を基礎とした法的枠組みが形成されている。本稿で考察したように、裁判例のなかには、有体物を対象とする伝統的な民法の解除理論を、その意義や性質が異なる著作権契約にそのまま適用している事例が見受けられる。無体物を契約の対象とする著作権契約においては、契約自由の原則、取引の安全の保護だけでなく、著作者の利益保護の観点から、著作権契約独自の解除理論の構築が必要とされるところを考える。本稿は、そのような視点から著作権契約の解除の効果、および解除と第三者の保護の法的構成について検討を試みた。

著作権契約は著作物の類型や利用形態に応じて多種多様であり、契約法および著作権法の原理を踏まえた、契約実態に対応した解除理論の形成にはさらなる裁判例の蓄積を待たなければならない。少なくとも時代の進展や社会の変遷にともなって多様化する著作権契約に、古いままの伝統的な民法理論を適用することは、かえって議論の混乱をもたらすだけであり、公正かつ妥当な結論を導くことはできないと考える。

#### 【資料】

ドイツ出版権法（Gesetz über das Verlagsrecht vom 19. Juni 1901（RGBl. 217））：  
出版契約の解除に関する規定（30条-32条，35条-38条）

第30条〔著作物の引渡しが遅れたことによる出版者の解除権〕

- (1) 著作物の全体または部分が適時に引渡されない場合、出版者は、履行の請求に代えて、作成者に対し、期間経過後に給付の受入れを拒否することを明示して、引渡しのための相当の期間を定めることができる。契約における著作物の引渡時より前に、すでに著作物が適時に引渡されないことが提示されているときは、出版者は、直ちに期間を定めことができる。その期間は、提示された時機前に満了しないように定めなければならない。期間満了後、出版者は、著作物が適時に引渡されなかった場合、契約を取消す権限を有する。その場合、著作物の引渡請求

権は排除される。

- (2) 著作物を適時に製作することが不可能であるか、または作成者により拒絶された場合、あるいは契約の即時解除が出版者の特定の利益により正当化される場合、期間の定めは必要ではない。
- (3) 解除権は、出版者への時機に遅れた引渡し、とるに足らない不利益しかもたらさない場合は排除される。
- (4) 作成者の遅滞の場合、この規定により、出版者に帰属する権利は影響を受けない。

#### 第 31 条 [著作物の性質が契約に合致していないことによる出版者の解除権]

- (1) 第 30 条の規定は、著作物の性質が契約に合致していない場合に準用する。
- (2) 瑕疵が、作成者が責めを負うべき事情に起因する場合、出版者は、第 30 条に規定されている解除権に代えて、不履行を理由とする損害賠償請求権を行使することができる。

#### 第 32 条 [契約に合致しない複製または頒布による作成者の解除権]

著作物が契約にしたがって複製または頒布されない場合、作成者の利益のために、第 30 条の規定が準用される。

#### 第 35 条 [事情の変更による作成者の解除権]

- (1) 契約締結の際に予見できず、かつ、作成者が状況を認識し、賢明な判断をしていれば、著作物の発行を取りやめたであろう事情が生じた場合、作成者は、複製の開始までに出版契約を解除する権限を有する。出版者が新版を作成する権限を有している場合、その版については、この規定を準用する。
- (2) 第 1 項の規定により、作成者が解除の意思表示をする場合、作成者は、出版者に対して、これにより生じる費用を補償する義務を負う。作成者は、解除から 1 年以内に他の方法で著作物を発行する場合、不履行による損害賠償義務を負う。ただし、作成者が事後に契約履行の申し出をし、かつ、出版者がその申し出を承諾しなかった場合は、この賠償義務は生じない。

#### 第 36 条 [出版者の破産手続]

- (1) 出版者の財産に関する破産手続の開始について、著作物が手続開始前にすでに納入されている場合においても、破産法第 103 条の規定が準用される。
- (2) 破産管財人が契約の履行を要求し、出版者の権利を他人に譲渡する場合、破産管財人は、破産財団に代わって、その契約関係から生じる義務を負う。ただし、取得者がその義務を履行しない場合、破産財団は、検索の抗弁権を放棄した保証

人と同様に、取得者が賠償すべき損害に対して責任を負う。破産手続が廃止される場合、破産財団は、この責任から生じる作成者の請求権を保障しなければならない。

- (3) 手続開始時に複製がまだ開始されていなかった場合、作成者は、契約を解除することができる。

#### 第 37 条 [出版契約の解除の意思表示および法律効果]

第 17 条、第 30 条、第 35 条および第 36 条に規定されている解除権については、解除権について適用される民法第 346 条ないし第 351 条の規定が準用される。

#### 第 38 条 [契約の部分的な維持]

- (1) 著作物の全体または一部が引渡された後に、出版契約を解除する意思表示がなされた場合、契約が部分的に維持されるかどうかは、そのときの状況しだいである。法律による解除か、または契約の留保による解除かどうかを区別する理由はない。
- (2) 疑わしい場合、契約が、出版者が処分しえない既存の印刷本、著作物の以前の区分または旧版を対象とするかぎり、その契約は維持される。
- (3) 契約が維持されるかぎり、作成者は、報酬の一部を要求することができる。
- (4) この規定は、契約が他の方法で解除される場合にも適用される。